

有効な本人確認書類について

愛媛CATVでは、お手続きの際に本人確認を行う場合がございます。
以下をご確認いただき、ご準備の上ご来店をお願い申し上げます。

委任状からのお手続き

…代理人・委任者それぞれの**本人確認書類**が必要です

本人確認書類一覧

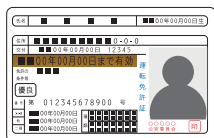
ご契約者様の氏名・住所・生年月日の記載があり、申込書に記載の内容と一致している書類が必要です。
1点のみで本人確認ができる書類でも、現住所と異なる場合は合わせて補助書類も必要です。



個人のかた

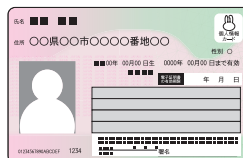
1点で
本人確認が
できる書類

運転免許証(または運転経歴証明書)



- 有効期限内のもの
- 都道府県公安委員会発行のもの
- 国際運転免許証除く
- 運転経歴証明書は平成24年4月1日以降に交付されたもの

マイナンバーカード(個人番号カード)



- 通知カード(紙製)は本人確認書類として使用できません。
- ウラ面は絶対にコピーをとってはいけません。

◆身体障がい者手帳

◆精神障がい者保健福祉手帳(障がい者手帳)

◆療育手帳

いずれか1つ



- 有効期限内のもの
 - 住所の記載があるもの
- ※住所の記載がない場合は補助書類(下記参照)が必要

◆在留カード

◆外国人登録証明書

◆特別永住者証明書

いずれか1つ



- 有効期限内のもの

住民基本台帳カード



- 有効期限内のもの
- 顔写真付きカードのみ有効

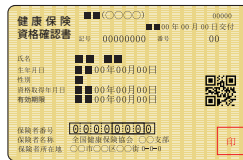
補助書類と
合わせて
本人確認が
できる書類

日本国パスポート



- 有効期限内のもの
- 申込者の氏名・生年月日が一致していること

資格確認書

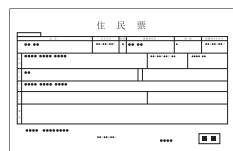


- 有効期限内のもの
- 申込者の氏名・生年月日が一致していること

※健康保険証は不可

補助書類

補助書類のみでは本人確認はできません。



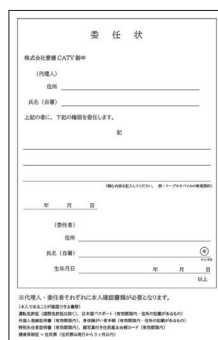
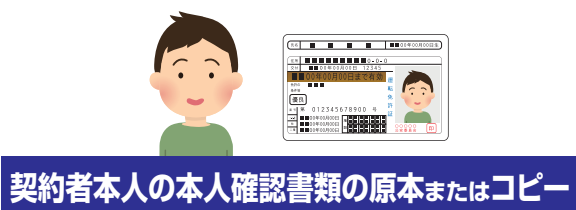
◆住民票

発行から3カ月以内のもの

◆公共料金の領収書(電気ガス水道のいずれか)

発行から3カ月以内で住所の記載があるもの
領収書の宛名はご契約者名義に限ります。

代理のかた



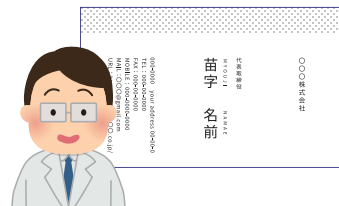
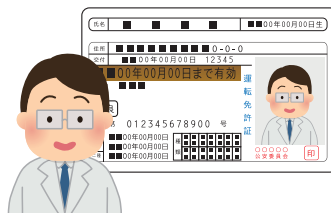
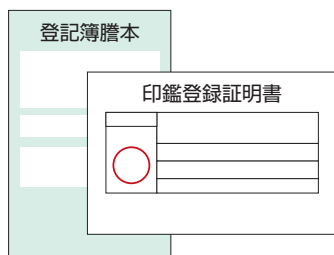
委任状

◆代理のかたがお手続きされる場合、**双方の本人確認書類と委任状**が必要です。

※委任状は弊社ホームページからダウンロード可能です(郵送可)

代理のかたおよび契約者本人の本人確認書類は、個人の本人確認書類一覧にそってご用意ください。

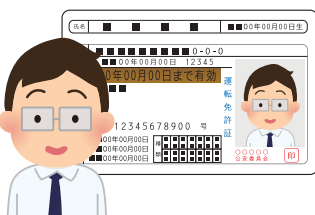
法人のかた



個人事業主のかたは、個人の本人確認書類一覧にそってご用意ください。
代表者の氏名・住所・生年月日が申込書と同一の必要があります。

※お申し込みには必ず社印が必要です。

官公庁のかた



ご担当者の本人確認書類は、個人の本人確認書類一覧にそってご用意ください。

委任状

株式会社愛媛CATV御中

代理人

住所

氏名（自署）

上記の者に、下記の権限を委任します。

頼む内容を記入してください。（例：スマホの新規契約）

年 月 日

委任者

住所

氏名（自署）



サイン不可

生年月日 年 月 日

以上

⚠️ 必ずすべての項目を記入の上、窓口にお持ちください。未記入の場合、委任状は無効となります。

⚠️ 代理人・委任者それぞれの本人確認書類が必要です。

（本人であることが確認できる書類）

顔付きマイナンバーカード、運転免許証（国際免許証は除く）、日本国パスポート（有効期限内・住所の記載があるもの）、外国人登録証明書（有効期限内）、身体障がい者手帳（有効期限内・住所の記載があるもの）、特別永住者証明書（有効期限内）、顔写真付き住民基本台帳カード（有効期限内）、資格確認書+住民票（住民票は発行から3ヶ月以内・健康保険証は不可）